

旧規格消火器は 2021年12月31日 までに交換が必要です。



適応火災のマークが
「文字表示」の消火器は、
新規格消火器に2021年12月31日
までに交換してください！



適応火災の表示が「文字表示」の2010年製以前の消火器を設置できるのは2021年12月31日までです。
2022年1月1日以降は消火器として認められなくなりますので、交換・リサイクルをお願いします。

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

2011年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、旧規格の消火器は2021年12月31日を過ぎると消火器として認められなくなりますので、早めの交換をお願いします。

適応火災マークを 確認してください！



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



適応火災のマーク



普通火災用



油火災用



電気火災用

消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

消火器のリサイクルにご協力ください

- 回収された消火器は、解体され各部分はリサイクルされています。
- 当社では、消火器を適正に分別処理し97%以上がリサイクルされています。
- ご不用になった消火器を処分される場合は、お近くの販売店または製造元(ラベルに記載の電話番号)にお問い合わせください。

製造年 年

製造番号

設計標準使用期限 **2021** 年まで

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化によるけが等の事故に至るおそれがあります。

ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。



廃棄窓口はスマホで検索



一般社団法人 **日本消火器工業会**

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-7

TEL : 03-3866-6258

FAX : 03-3864-5265

www.jfema.or.jp



お問い合わせ先

担当課	TEL	FAX
久留米広域消防本部予防課	0942-38-5159	0942-32-4603
久留米消防署警防課	0942-38-5161	0942-32-4591
三井消防署警防課	0942-72-5101	0942-72-5948
浮羽消防署警防課	0943-72-4193	0943-72-4192
三潞消防署警防課	0942-62-2185	0942-62-5277
大川消防署警防課	0944-88-1145	0944-88-1799